2　診療に係る費用（注３及び注４に規定する加算、第２節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科地域移行実施加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算及び褥瘡患者管理加算、第２章第８部精神科専門療法に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神療養病棟入院料に含まれるものとする。

3　当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した一日当たりの抗精神病薬の種類数に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。

イ　非定型抗精神病薬加算１（２種類以下の場合）　15点

ロ　非定型抗精神病薬加算２（イ以外の場合）　10点

4　別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、重症者加算として、１日につき40点を所定点数に加算する。

Ａ３１３　削除

Ａ３１４　認知症治療病棟入院料（１日につき）

1　認知症治療病棟入院料１

イ　60日以内の期間　1,450点

ロ　61日以上の期間　1,180点

2　認知症治療病棟入院料２

イ　60日以内の期間　1,070点

ロ　61日以上の期間　970点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、当該施設基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。

2　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関において、当該病棟に６月以上入院している患者について退院支援計画を作成し、退院調整を行った場合は、退院調整加算として、退院時に所定点数に100点を加算する。

3　診療に係る費用（注２に規定する加算、第２節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科身体合併症管理加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算及び褥瘡患者管理加算、第２章第８部精神科専門療法に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、認知症治療病棟入院料に含まれるものとする。

Ａ３１５及びＡ３１６　削除

第４節　短期滞在手術基本料

区分

Ａ４００　短期滞在手術基本料

1　短期滞在手術基本料１（日帰りの場合）　2,800点

2　短期滞在手術基本料２（１泊２日の場合）　4,800点

（生活療養を受ける場合にあっては、4,772点）

3　短期滞在手術基本料３（４泊５日までの場合）　5,670点

（生活療養を受ける場合にあっては、5,600点）

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合（同一の日に入院及び退院した場合に限る。）は短期滞在手術基本料１を、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合（入院した日の翌日までに退院した場合に限る。）は短期滞在手術基本料２を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病又は負傷につき、退院の日から起算して７日以内に再入院した場合は、当該基本料は算定しない。

2　保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合（入院した日から起算して５日までの期間に限る。）は、短期滞在手術基本料３を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病につき、退院の日から起算して７日以内に再入院した場合は、当該基本料は算定しない。

3　第２章第３部検査、第４部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術基本料１に含まれるものとする。

イ　尿中一般物質定性半定量検査

ロ　血液形態・機能検査

末梢血液像及び末梢血液一般検査

ハ　出血・凝固検査

出血時間、プロトロンビン時間、凝固時間及び活性化部分トロンボプラスチン時間

ニ　血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素（ＢＵＮ）、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ、コリンエステラーゼ（ChE）、γ－グルタミールトランスペプチダーゼ（γ－ＧＴ）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸脱水素酵素（ＬＤ）、酸ホスファターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（ＬＡＰ）、クレアチン・ホスホキナーゼ（ＣＫ）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査、リン脂質、遊離脂肪酸、ＨＤＬ－コレステロール、ＬＤＬ－コレステロール、前立腺酸ホスファターゼ、Ｐ及びHPO_4、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（ＡＳＴ）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ＡＬＴ）及びイオン化カルシウム

ホ　感染症免疫学的検査

梅毒脂質抗原使用検査（定性）、抗ストレプトリジンＯ価（ＡＳＯ価）、抗ストレプトキナーゼ価（ＡＳＫ価）、ＴＰＨＡ試験（定性）、ＨＩＶ－１抗体価、髄液又は尿中肺炎球菌抗原、髄液又は尿中ヘモフィルスインフルエンザｂ型抗原、単純ヘルペスウイルス特異抗原、ＲＳウイルス抗原及び淋菌抗原同定検査

ヘ　肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原（定性、半定量）及びＨＣＶ抗体価（定性、定量）

ト　血漿蛋白免疫学的検査

Ｃ反応性蛋白（ＣＲＰ）定性及びＣ反応性蛋白（ＣＲＰ）

チ　心電図検査

区分番号Ｄ２０８の１に掲げるもの

リ　写真診断

区分番号Ｅ００１の１に掲げるもの